

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局調査課長
(公 印 省 略)

令和7年度国民健康保険実態調査の取扱いについて（通知）

標記調査の実施については、令和7年9月30日付け保発0930第1号により厚生労働省保険局長から都道府県知事宛てに通知されたところです。調査の実施に当たっては、同通知別添「国民健康保険実態調査要綱」によるほか、下記の事項に御留意の上、取り扱うようよろしくお願いします。

記

1 実施要領について

国民健康保険実態調査実施要領（市町村用（別添1）、国民健康保険組合用（別添2））に基づき調査を実施するよう調査の対象となる保険者（以下、単に「保険者」という。）に通知すること。

2 調査客体の抽出

様式2に定める「国民健康保険実態調査（世帯票）」（以下「世帯票」という。）又は様式3に定める「国民健康保険実態調査（組合員票）」（以下「組合員票」という。）を使用する調査においては、保険者の属する群により抽出始発番号及び抽出間隔が異なる。別紙1又は別紙2に定める抽出始発番号及び抽出間隔をとるよう保険者に通知すること。

3 調査年度中に合併する保険者の取扱い

調査時点である令和7年9月30日現在を基準に、9月30日以前に合併した場合は合併後の新保険者で、10月1日以降に合併する場合は合併前の旧保険者でそれぞれ報告すること。なお、様式1に定める「国民健康保険実態調査（保険者票）」（以下「保険者票」という。）の作成において、合併後の新保険者として報告する保険者は、合併前の旧保険者の被保険者等数及び所得を合算して報告すること。

4 調査の報告について

保険者は、「国民健康保険実態調査報告システム」（以下「報告システム」という。）の使用又は独自の方法により調査票データを作成し、添付書（保険者票については不要）を付けて都道府県に提出すること。なお、独自の方法により調査票データを作成した場合も、原則として、報告システムにより調査票データのエラーチェックを行うこと。都道府県は、報告システムの使用又は独自の方法により、提出された各保険者の調査票データを取りまとめること。

〈報告システムの掲載場所〉

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 医療保険データベース>国民健康保険実態調査>国民健康保険実態調査に関する報告システムについて>ダウンロードコーナーへ

※ 上記ページの「ダウンロードコーナーへ」に、「国民健康保険実態調査報告システムのダウンロードとインストール（令和7年度版）」として令和7年9月30日までに掲載予定。

5 報告期限及び報告先

都道府県は、保険者から提出された保険者票、世帯票及び組合員票の各調査票データについて、その内容を精査の上、「国民健康保険実態調査添付書」（別紙3）を添付して、令和7年12月26日（金）までに以下の宛先に電子メールで提出すること。なお、保険者から都道府県への提出期限は各都道府県において指示すること。

（宛先）

厚生労働省保険局調査課数理第二係

メールアドレス kokuke@mhlw.go.jp

6 報告の際の留意点

保険者の作成した調査票データを電子メールにて厚生労働省へ提出する際は、調査票の様式ごとに別途指定するパスワードにより暗号化したZIPファイル等の圧縮ファイルを作成して送付すること。なお、再提出等の場合も同様とする。

7 データの保存

提出した調査票データは、保険局からの照会に備え、調査報告が公表となるまでの間、都道府県及び各保険者双方において保存すること。

以上

国民健康保険実態調査実施要領
市町村用

令和 7 年度

厚生労働省保険局

保 険 者 調 査 用 （様式 1）

I 調査の概要

1 調査の目的

国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者における加入者の年齢構成及び所得の状況等について調査し、国保制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査客体

国保の保険者のうち市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国保組合を調査客体とする。ただし、広域連合を設立している場合は、当該広域連合を保険者とみなす。以下、調査客体たる保険者を単に「保険者」という。

3 調査の方法

厚生労働省は、厚生労働省のホームページ上に「国民健康保険実態調査報告システム」（以下「報告システム」という。）をアップロードする。保険者は、報告システムの使用又は独自の方法により調査票データを作成し、都道府県に提出する。なお、独自の方法により調査票データを作成した場合も、原則として、報告システムにより調査票データのエラーチェックを行う。

4 調査票の提出期限

調査票データは、都道府県を通じて令和 7 年 12 月 26 日（金）までに厚生労働省保険局宛てに提出する。なお、保険者から都道府県への提出期限は都道府県の指示による。

5 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行う。

II 調査票（保険者票）の記入方法

1 一般的注意事項

点線による区切りがある欄の数字の記入については、必ず右詰めで、区切りごとに 1 字を記入すること。なお、左側の余白には「0」を記入する必要はない。

2 調査事項の記入方法

(1) 都道府県番号、保険者番号及び保険者区分

昭和 48 年 4 月 19 日保険発第 33 号「国民健康保険の保険者番号等の設定について（通

知)」により設定された都道府県番号、保険者区分及び同通知により都道府県が設定した保険者番号を記入すること。

なお、上記通知による保険者区分は次のとおりである（一部事務組合及び広域連合については主たる地域の保険者区分によること。）。

・市……「1」 ・町……「2」 ・村……「3」 ・特別区……「4」

(2) 都道府県名及び保険者名

都道府県名、保険者名を記入すること。

(3) 年齢階級別被保険者等数

令和7年9月30日現在における被保険者数を次に掲げる生年月と対応した年齢階級に分けて記入すること。

（注）令和7年9月30日に他の医療保険制度の資格を取得した者は、国保の被保険者として記入対象とすること。

生年月				年齢階級
令和 2年10月以降				0歳～ 4歳
平成27年	〃	～	令和 2年 9月以前	5歳～ 9歳
〃 22年	〃	～	平成27年 〃	10歳～14歳
〃 17年	〃	～	〃 22年 〃	15歳～19歳
〃 12年	〃	～	〃 17年 〃	20歳～24歳
〃 7年	〃	～	〃 12年 〃	25歳～29歳
〃 2年	〃	～	〃 7年 〃	30歳～34歳
昭和60年	〃	～	〃 2年 〃	35歳～39歳
〃 55年	〃	～	昭和60年 〃	40歳～44歳
〃 50年	〃	～	〃 55年 〃	45歳～49歳
〃 45年	〃	～	〃 50年 〃	50歳～54歳
〃 40年	〃	～	〃 45年 〃	55歳～59歳
〃 35年	〃	～	〃 40年 〃	60歳～64歳
〃 30年	〃	～	〃 35年 〃	65歳～69歳
〃 25年 9月以降	〃	～	〃 30年 〃	70歳～75歳

(4) 所得（旧ただし書き方式による課税標準額）の状況

市町村における、令和7年度基礎賦課分の保険料（税）賦課の対象となった課税対象被保険者（令和7年4月1日時点での国保被保険者）に係る、いわゆる「旧ただし書き方式」によるものとした場合の本算定時における賦課期日（4月1日）現在の令和6年所得を記入す

ること。また、再掲として課税対象被保険者のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条第 2 号に規定する介護保険第 2 号被保険者分を記入すること。なお、「千円」単位での表示となっているので留意すること。500 円未満は切り捨て、500 円以上は切り上げて記入すること。

※ 本算定時における賦課期日現在において、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 の 2 又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 5 の 2 に規定する特例対象被保険者等に係る特例の適用を受けている被保険者の前年の給与所得については、30／100 とみなして計算すること。

Ⅲ 調査票の提出及びデータの保存

調査票作成後は記入内容を十分精査した上、調査票ファイルを都道府県へ提出すること。調査票ファイルは、保険局からの照会に備え、調査報告が公表となるまでの間、各保険者においても保存しておくこと。

世帯調査用（様式2）

I 調査の概要

1 調査の目的

市町村（特別区を含む。）が行う国民健康保険（以下、単に「市町村国保」という。）の被保険者の属する世帯の所得、保険料（税）賦課の状況及び被保険者の年齢等について調査し、国保制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査客体

市町村国保の被保険者の属する全ての世帯を調査対象とし、調査対象から次により抽出された世帯を調査客体とする。

（注）令和7年9月30日に他の医療保険制度の資格を取得した者についても、国保の被保険者として記入対象とする。

（1）市町村国保の全保険者を令和6年度国民健康保険実態調査で報告された令和6年9月30日現在の被保険者数にしたがって5群に分け、被保険者数1万人未満の保険者をA群、1万人以上5万人未満の保険者をB群、5万人以上10万人未満の保険者をC群、10万人以上20万人未満の保険者をD群、20万人以上の保険者及び特別区である保険者（東京23区）をE群とする。

（2）各群の保険者は次の抽出率で被調査世帯を抽出する。

A群	50分の1	B群	100分の1
C群	150分の1	D群	200分の1
E群	400分の1		

3 調査の方法

厚生労働省は、厚生労働省のホームページ上に「国民健康保険実態調査報告システム」（以下「報告システム」という。）をアップロードする。保険者は、報告システムの使用又は独自の方法により調査票データを作成し、都道府県に提出する。なお、独自の方法により調査票データを作成した場合も、原則として、報告システムにより調査票データのエラーチェックを行う。

4 調査票の提出期限

調査票データは、都道府県を通じて令和7年12月26日（金）までに厚生労働省保険局宛てに提出すること。なお、保険者から都道府県への提出期限は都道府県の指示による。

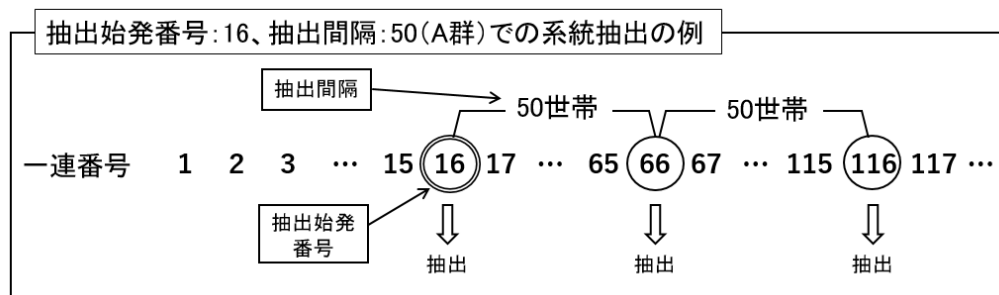
5 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行う。

Ⅱ 被調査世帯の抽出方法

被調査世帯の抽出は次に掲げる方法で行うこと。なお、調査客体の抽出は調査結果の精度に多大な影響を及ぼすので正確に行うこと。

- 1 被調査世帯を抽出する時点は令和 7 年 9 月 30 日とし、同日現在において被保険者の属する全ての世帯を調査対象とする。
- 2 調査対象となる全ての世帯について一連番号を付すこと。
- 3 別紙 1 「令和 7 年度世帯調査実施保険者名簿」により抽出始発番号、抽出間隔を確認し、被調査世帯を系統抽出により順次抽出すること。
- 4 抽出終了後は、抽出した被調査世帯の数が調査対象世帯数及び保険者ごとの抽出率に照らして適当であるか確認すること。



※ 3に掲げるとおり、抽出始発番号及び抽出間隔は保険者ごとに異なる。

Ⅲ 調査票（世帯票）の記入方法

1 一般的注意事項

- (1) 点線による区切りがある欄の数字の記入については、必ず右詰めで、区切りごとに 1 字を記入すること。なお、左側の余白には「0」を記入する必要はない。
- (2) 当該調査票において、医療給付費等分保険料（税）、後期高齢者支援金分保険料（税）及び介護納付金分保険料（税）とは、以下の各規定に基づき賦課される保険料（税）をいう。

①医療給付費等分………国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 7 第 2 項又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 4 第 3 項

②後期高齢者支援金分…令第 29 条の 7 第 3 項又は地方税法第 703 条の 4 第 12 項

③介護納付金分………令第 29 条の 7 第 4 項又は地方税法第 703 条の 4 第 20 項

2 調査事項の記入方法

(1) 一般状況等

①都道府県番号、保険者番号及び区番号

昭和 48 年 4 月 19 日保険発第 33 号「国民健康保険の保険者番号等の設定について（通知）」により設定された都道府県番号、及び同通知により都道府県が設定した保険者番号を記入すること。

なお、政令指定都市である保険者で区ごとに抽出する場合は区番号を記入すること。

②群別

都道府県から指示された群の該当する文字から、以下の区分により数字を記入すること。

- ・ A 群…………… 「 1 」
- ・ B 群…………… 「 2 」
- ・ C 群…………… 「 3 」
- ・ D 群…………… 「 4 」
- ・ E 群…………… 「 5 」

③抽出番号

調査客体を抽出する際に付した番号を記入すること。

④擬制世帯であるか

以下の区分により該当する数字を記入すること。

- ・ 擬制世帯の場合 …………… 「 1 」
- ・ 擬制世帯ではない場合 ……… 「 2 」

⑤市町村民税

以下の区分について、世帯主及び被保険者の全てが非課税であるかどうかで判断の上、該当する数字を記入すること。なお、未申告の場合は「 2」（非課税）とする。

- ・ 課税の場合 …………… 「 1 」
- ・ 非課税の場合 …………… 「 2 」

⑥軽減世帯

以下の区分により、令第 29 条の 7 第 5 項又は地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 に基づく法定の軽減割合に応じた該当する番号を記入すること。また、該当の軽減割合と「課税所得の状況」について矛盾がないか確認すること。ただし、賦課期日以降の被保険者の増減等により軽減割合と「課税所得の状況」が不一致となる場合は問題ない。

- ・ 非軽減世帯の場合 …………… 「 1 」
- ・ 2 割軽減世帯の場合 …………… 「 2 」
- ・ 3 割軽減世帯の場合 …………… 「 3 」
- ・ 4 割軽減世帯の場合 …………… 「 4 」
- ・ 5 割軽減世帯（「 8 」を除く）の場合 ……… 「 5 」

- ・ 6 割軽減世帯の場合 …………… 「 6 」
- ・ 7 割軽減世帯の場合 …………… 「 7 」
- ・ 5 割軽減世帯（令第 29 条の 7 第 5 項第 5 号イ、又は地方税法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 4 号イによる）の場合 …………… 「 8 」

⑦軽減判定被保険者数

実際に軽減が適用されているか否かに関わらず、軽減判定を行った際に使用した人数（被保険者数及び特定同一世帯所属者数の合計）を記入すること。軽減判定時に世帯に所得不詳者がいる等で軽減判定自体が行われていない場合は必ず空欄とすること。

⑧軽減判定所得

実際に軽減が適用されているか否かに関わらず、軽減判定を行った際に使用した所得（擬制世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計）を記入すること。軽減判定時に世帯に所得不詳者がいる等で軽減判定自体が行われていない場合は必ず空欄とすること。

⑨世帯主職業区分

以下の区分により該当する数字を記入すること。擬制世帯主の場合も記入すること。

- ・ 農林水産業 …………… 「 1 」 農林水産業に従事している自営業主（農業従事者、林業従事者、漁労従事者等の自営業主）
- ・ その他の自営業 …………… 「 2 」 農林水産業以外の自営業主（個人経営の商店主・工場主、開業医・弁護士・著述家等の自由業者等）
- ・ 被用者 …………… 「 3 」 他人に雇われている者（会社員、従業員、店員、自営業主の家族従業者、パートタイム労働者、会社役員等）
- ・ その他 …………… 「 4 」 農林水産業、その他の自営業、被用者、無職のいずれにも区分が難しい者
- ・ 無職 …………… 「 5 」 無職である者（家事従事者、職を有していない学生、年金生活者、失業者等）
- ・ 不詳 …………… 「 6 」 職業が不詳である者

⑩主たる所得者職業区分

主たる所得者とは、世帯の中で最も所得が高い国保被保険者のことであり、世帯主が主たる所得者でない場合のみ、「⑨世帯主職業区分」と同様に記入すること。

⑪令和 6 年度保険料（税）調定額・収納額（医療給付費等分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）

当該世帯に係る令和 6 年度分の保険料（税）調定額（現年分）及び令和 6 年度中（出納整理期間を含む。）に収納した当該保険料（税）収納額（現年分）を記入すること。ただ

し、年度途中で調定増額及び減額を行った場合は増額及び減額後の額を記入し、その額に対しての収納額を記入すること。

なお、令和6年4月以降令和7年3月まで1年間継続して当該保険者の世帯であった場合のみ記入することとし、世帯構成員の変更（世帯主の変更、世帯員の増減）があった場合でも同一世帯と把握できる場合は可能な限り記入の対象とすること。

⑫短期被保険者証等交付状況

令和7年9月30日現在における当該世帯の世帯主に係る短期被保険者証等の交付状況を以下の区分により記入すること。擬制世帯主の場合は、世帯に対して交付されている状況で判断し記入すること。

- ・短期被保険者証 …………… 「1」
- ・資格証明書 …………… 「2」
- ・交付なし …………… 「3」

⑬保険料（税）賦課特例措置

後期高齢者医療制度の創設に伴って国保から後期高齢者医療制度へ移行しても、同一世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度になるように設けられた緩和措置について、以下の区分により該当する数字を記入すること。

- ・特例措置非該当 …………… 「1」
- ・旧国保被保険者合算軽減 …………… 「2」

軽減判定時点において同一世帯に特定同一世帯所属者がおり、保険料（税）の軽減措置（2割～7割軽減）を受けている世帯

- ・平等割半額 …………… 「3」

令第29条の7第2項第8号ロ又は地方税法第703条の4第10項第2号の規定の適用により、市町村国保の被保険者であった者が後期高齢被保険者の資格を取得することで、単身となった世帯に賦課される世帯別平等割額が半額となる世帯

- ・平等割1／4軽減 …………… 「4」

令第29条の7第2項第8号ハ又は地方税法第703条の4第10項第3号の規定により、世帯に賦課される世帯別平等割額が3／4となる世帯

- ・「2」及び「3」の特例措置がいずれも適用される世帯 …… 「5」
- ・「2」及び「4」の特例措置がいずれも適用される世帯 …… 「6」
- ・被扶養者であった者に対する緩和措置 …………… 「7」

保険者の条例で規定する経過措置の適用により、被用者保険の被保険者が後期高齢被保険者の資格を取得することで、その被扶養者であった者が市町村国保の資格を取得した場合に、所得割及び資産割保険料（税）が賦課されず、被保険者均

等割及び世帯別平等割保険料（税）が半額となる世帯

・その他（「1」から「7」以外の場合）……………「8」

⑭都道府県名及び保険者名

都道府県名、保険者名を記入すること。

(2) 令和7年度保険料（税）賦課状況（医療給付費等分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）

令和7年9月30日現在の(3)課税所得の状況に記載した被保険者（擬制世帯主を除く。）に対して算出した保険料（税）賦課状況（年間額）を記入すること。また、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」は「医療給付費等分」とは別掲にして記入すること。

*年度途中に異動又は変更がある場合

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに世帯主又は世帯員が以下のような事由に該当した場合は、令和7年9月30日時点での被調査世帯の状況に基づいて保険料（税）の年間額を算出し記入すること。また、9月30日以降国保被保険者の資格を喪失することが確実に見込まれる場合であっても同様に記入すること。よって、実際に月割賦課される保険料（税）額とは異なった金額を記入することとなる。

- ・ 被調査世帯が他保険者からの転入等により加入した。
- ・ 被調査世帯の被保険者数の増減があった。
- ・ 被調査世帯の被保険者が40歳到達により、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する介護保険第2号被保険者に該当した。
- ・ 被調査世帯の被保険者が65歳到達等により当該介護保険第2号被保険者に該当しなくなった。たとえば、令和7年9月30日までに65歳到達等により、当該介護保険第2号被保険者が被調査世帯に存在しなくなった場合は、介護納付金分保険料（税）は記入しないこと。
- ・ 被扶養者であった者が資格取得日の属する月以後2年を経過したことにより、応益保険料（税）（均等割及び平等割）が半額となる者に該当しなくなった。たとえば、令和7年9月30日時点において応益保険料（税）が半額となる者に該当しない場合は、応益保険料（税）にかかる減免等による額は記入しないこと。

①保険料（税）算定額

令第29条の7の2又は地方税法第703条の5の2に規定する特例対象被保険者等に該当する者にかかる所得割額は、当該被保険者の給与所得を30／100として算定した金額を記載すること。

②保険料（税）軽減額（低所得者分）

令第 29 条の 7 第 5 項又は地方税法施行令第 56 条の 89 で規定された基準に基づいて、低所得世帯に対する保険料（税）軽減が行われた場合に記入すること。

③保険料（税）軽減額（未就学児均等割軽減分）

令第 29 条の 7 第 5 項又は地方税法施行令第 56 条の 89 第 3 項に規定された基準に基づいて、未就学児にかかる保険料（税）軽減が行われた場合に記入すること。

④保険料（税）軽減額（産前産後保険料免除分）

令第 29 条の 7 第 5 項又は地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定された基準に基づいて、世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額及び被保険者均等割額を減額した場合に記入すること。

※ なお、当該軽減額の詳細な計上方法については、別紙 4 を参照すること。

⑤減免等による額

条例により保険料（税）の減免を行った場合の減免額を記入すること。

⑥賦課限度額を超える額

保険者の条例に定めた賦課限度額を超える額を記入すること。

⑦保険料（税）調定額

「保険料（税）算定額」から「保険料（税）軽減額（低所得者分）」、「保険料（税）軽減額（未就学児均等割軽減分）」、「保険料（税）軽減額（産前産後保険料免除分）」、「減免等による額」及び「賦課限度額を超える額」を差し引いて得た額を記入すること。

⑧固定資産税額（土地・家屋）（令和 7 年度）（医療給付費等分のみ）

令和 7 年度における当該世帯の固定資産税（擬制世帯主の固定資産税は除く。）のうち土地・家屋に係る部分の額を記入すること。なお、保険者の条例によって資産割の賦課を行っていないため、固定資産税額の把握が困難な場合については記入を要しない。

注）「保険料（税）賦課特例措置」欄に 2～8 を記入した場合の各項目の記入方法

ア. 2 を選択した場合、「保険料（税）軽減額」欄に均等割額と平等割額の合計額に対しての軽減額を記入すること。

イ. 3 を選択した場合、「平等割額」欄に半額とした後の平等割額を記入すること（介護納付金分は除く。）。

ウ. 4 を選択した場合、「平等割額」欄に 1 / 4 を控除した後の平等割額を記入すること（介護納付金分は除く。）。

エ. 5 を選択した場合、「平等割額」欄に半額とした後の平等割額を記入（介護納付金分

は除く。)の上、「保険料(税)軽減額(低所得者分)」欄に均等割額と平等割額の合計額に対しての軽減額を記入すること。

オ. 6を選択した場合、「平等割額」欄に1/4を控除した後の平等割額を記入(介護納付金分は除く。)の上、「保険料(税)軽減額(低所得者分)」欄に均等割額と平等割額の合計に対しての軽減額を記入すること。

カ. 7を選択し、被保険者均等割及び世帯別平等割が半額となる場合は、「均等割額」、「平等割額」欄は半額とする前の金額を記入し、「減免額」欄に減額分を金額を記入すること。

キ. 8を選択した場合、該当する経過措置に応じてアからエに準じて記入すること。

(3) 課税所得の状況(令和6年)

令和7年9月30日現在において被調査世帯に属する国保の被保険者及びその被保険者の属する世帯の擬制世帯主について、令和6年の課税所得の状況を記入する。

世帯主(擬制世帯主を含む。)は「世帯主」欄、世帯主以外の世帯員(以下、「世帯員」という。)は「世帯員」欄の「1」～「12」欄に分けてそれぞれ記入すること。

なお、所得を有しない世帯主及び世帯員についても必ず記入すること。

①被保険者区分

令和7年9月30日現在において被保険者である場合は「一般」を、擬制世帯主である場合は「擬制世帯主」を記入すること。

②世帯主との続柄

世帯員について該当する続柄を記入すること。

③性別

該当する性別を記入すること。

④生年月

元号は、明治の場合は「1. 明」を、大正の場合は「2. 大」を、昭和の場合は「3. 昭」を、平成の場合は「4. 平」、令和の場合は「5. 令」を記入すること。

⑤所得の有無

所得がある場合は「1. 有」(4. に該当する場合を除く。)を、ない場合は「2. 無」を、不詳の場合は「3. 不詳」を、令第29条の7の2又は地方税法第703条の5の2に規定する特例対象被保険者等の特例に該当する所得がある場合は「4. 有(特例対象被保険者等の給与所得有)」を記入すること。なお、「3. 不詳」はやむを得ない場合に限り選択することとし、15歳以下の被保険者については、所得があることが確認出来る場合を除き、「3. 不詳」ではなく「2. 無」を選択すること。

また、「3. 不詳」以外の場合で、⑨ア総所得金額・山林所得金額、⑩イ雑損失の繰越

控除額及び⑪ウ分離譲渡所得金額（特別控除額を控除した後の金額）を通算した結果、総額が0以下となる場合は「2. 無」と記入すること。

⑥所得の種類

⑤所得の有無が「1. 有」又は「4. 有（特例対象被保険者等の給与所得有）」の場合は、⑨ア総所得金額・山林所得金額、⑩イ雑損失の繰越控除額及び⑪ウ分離譲渡所得金額（特別控除額を控除した後の金額）の中で最も多い所得の種類について、以下の区分により該当する数字を記入すること。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・「1」 …………… 営業 | ・「2」 …………… 農業 |
| ・「3」 …………… その他の事業 | ・「4」 …………… 不動産 |
| ・「5」 …………… 利子・配当 | ・「6」 …………… 給与 |
| ・「7」 …………… 公的年金等 | ・「8」 …………… 譲渡 |
| ・「9」 …………… 山林 | ・「10」 …………… その他 |
| ・「11」 …………… 不詳 | |

⑦職業区分（世帯員）

以下の区分により該当する数字を記入すること。

- ・農林水産業………… 「1」 農林水産業に従事している自営業主（農業従事者、林業従事者、漁労従事者等の自営業主）
- ・その他の自営業………… 「2」 農林水産業以外の自営業主（個人経営の商店主・工場主、開業医・弁護士・著述家等の自由業者等）
- ・被用者………… 「3」 他人に雇われている者（会社員、従業員、店員、自営業主の家族従業者、パートタイム労働者、会社役員等）
- ・その他………… 「4」 農林水産業、その他の自営業、被用者、無職のいずれにも区分が難しい者
- ・無職………… 「5」 無職である者（家事従事者、職を有していない学生、年金生活者、失業者等）
- ・不詳………… 「6」 職業が不詳である者

なお、15歳未満の被保険者については、就労していることが明らかである場合を除き、原則、無職とすること。

⑧給与所得者等

令第29条の7第5項又は地方税法施行令第56条の89第1項に規定された給与所得者等に該当する場合は「1. 該当」を、該当しない場合は「2. 非該当」と記入すること。なお、⑤所得の有無が「2. 無」の場合も「1. 該当」または「2. 非該当」どちらかを記入し、⑤所得の有無が「3. 不詳」の場合は、この欄は原則空欄とすること。

⑨ア 総所得金額・山林所得金額

地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（⑩に記載する分離譲渡所得金額を除く。）の合計額を記入すること。

地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額についてはこの欄に含めて記入し、マイナスとなる場合はそのまま記入すること。

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 3 項に規定する公的年金等収入額がある場合は、公的年金等額から同条第 4 項に規定する公的年金等控除額を差し引いてから記入することとし、差し引いた結果マイナスとなる場合は 0 と記入すること。

また軽減世帯の場合は、法施行令附則第 13 条に規定する特例又は地方税法附則第 35 条の 5（軽減判定に係る特別控除額 15 万円）を適用しない額を記入すること。

令第 29 条の 7 の 2 又は地方税法第 703 条の 5 の 2 に規定する特例対象被保険者等の給与所得については、30 / 100 にした額を記入すること。

⑩イ 雑損失の繰越控除額

地方税法第 313 条第 9 項中の雑損失の金額に係る部分の規定の適用がある場合、その額を記入すること。

⑪ウ 分離譲渡所得金額（特別控除額を控除した後の金額）

地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（特別控除額を控除した後の金額）、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、もしくは同法附則 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得の金額がある場合はその額を記入すること。

⑫エ 基礎控除額

地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する基礎控除額を記入すること（擬制世帯主についても記入すること。）。なお、合計所得金額が 2,500 万円を越えることにより、基礎控除額が発生しない場合であっても空欄とせず、0 を記入すること。

⑬オ 課税標準額

「ア 総所得金額 山林所得金額」、「イ 雑損失の繰越控除額」及び「ウ 分離譲渡所得金額（特別控除額を控除した後の金額）」の合算額から「エ 基礎控除額」を控除した

額を記入すること。なお、マイナスとなる場合は0を記入すること。

⑭年金収入額（公的年金等控除前の額）

収入のうち、公的年金等控除の対象として所得税法第35条第3項に規定された年金たる給付の収入額（公的年金等控除前の額）を合算して記入すること。なお、障害年金及び遺族年金はそもそも非課税であり記入対象外であるので留意すること。

Ⅳ 調査票の提出及びデータの保存

調査票作成後は記入内容を十分精査した上、次ページの添付書（世帯調査用）を添えて都道府県へ提出すること。また、調査票データは、保険局からの照会に備え、調査報告が公表となるまでの間、各保険者においても保存しておくこと。

国民健康保険実態調査添付書(世帯調査用)

都 道 府 県	
---------	--

保険者番号		保険者名
群別	令和7年9月30日 現在世帯数	被調査世帯数

国民健康保険実態調査〔保険者票〕

厚生労働省

〔令和 7 年度〕

都道府県番号	保険者番号	保険者区分	都道府県名	
			保険者名	

年齢階級別	被 保 険 者 等 数									
歳 歳 0 ～ 4										人
5 ～ 9										
10 ～ 14										
15 ～ 19										
20 ～ 24										
25 ～ 29										
30 ～ 34										
35 ～ 39										
40 ～ 44										
45 ～ 49										
50 ～ 54										
55 ～ 59										
60 ～ 64										
65 ～ 69										
70 ～ 75										
計										
(再掲) 組 合 員 数										
(再掲) そ の 他										
(別掲)後期高齢被保険者 である組合員数										
(再掲) 75歳未満										

所得（旧ただし書き方式による課税標準額）の状況

令和 6 年所得									千円
(再掲)介護保険 第 2 号被保険者分									千円

様式2

国民健康保険実態調査〔世帯票〕

〔令和7年度〕

厚生労働省

都 道 府 県 名	保 険 者 名

都道府県 番号	保険者番号・区 番号	群別	抽 出 番 号	世帯主 であるか	市町村民税	軽減世帯	軽減判定 世帯主税	軽減判定所得	世帯主 職業区分	主たる所得者 職業区分	令和6年度保険料(税) (標準合計費)	令和6年度保険料(税) (標準合計費)	令和6年度保険料(税) (標準合計費)	令和6年度保険料(税) (標準合計費)	令和6年度保険料(税) (標準合計費)	短期被保険者証等 交付状況	保険料(税) 賦課特例措置
				1 機 否	2 課税 非課税						1 調定額	2 収納額	3 調定額	4 収納額	5 調定額	1 2 短期証 資格証明書 交付なし	3 調定額

医 療 給 付 費 等 分	令 和 7 年 度 保 険 料 (税) 賦 課 状 況															固 定 資 産 税 額 (土 地 ・ 家 屋) (令 和 7 年 度)
	保 険 料 (税) 算 定 額					保 険 料 (税) 賦 課 状 況					保 険 料 (税) 賦 課 状 況					
	保 険 料 (税) 算 定 額					保 険 料 (税) 賦 課 状 況					保 険 料 (税) 賦 課 状 況					
	所 得 割 額	資 産 割 額	均 等 割 額	平 等 割 額	計	保 険 料 (税) 賦 課 額 (低 所 得 者 分)	保 険 料 (税) 賦 課 額 (未 成 年 児 均 等 割 減 分)	保 険 料 (税) 賦 課 額 (世 帯 主 後 援 保 険 料 免 除 分)	減 免 等 に よ る 額	賦 課 限 度 を 超 え る 額	保 険 料 (税) 調 定 額					

後 期 高 齢 者 支 援 金 分	令 和 7 年 度 保 険 料 (税) 賦 課 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	保 険 料 (税) 算 定 額					保 険 料 (税) 賦 課 状 況					保 険 料 (税)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	所 得 割 額					資 産 割 額					均 等 割 額					平 等 割 額					計					保 険 料 (税) 賦 課 状 況					保 険 料 (税)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	所得割額					資産割額					均等割額					平等割額					計					保険料(税)軽減額 (低所得者分)					保険料(税)軽減額 (未成年児童均等割軽減分)					保険料(税)軽減額 (世帯主後援保険料免除分)					減免等による額					賦課限度を超える額					保険料(税) 調 定 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

介 護 納 付 金 分	令 和 7 年 度 保 険 料 (税) 賦 課 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	保 険 料 (税) 算 定 額										保 険 料 (税) 賦 課 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	所 得 割 額					資 産 割 額					均 等 割 額					平 等 割 額					計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	所得割額					資産割額					均等割額					平等割額					計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

課税所得の状況(令和6年)

	被保険者区分	世帯主との続柄	性別	生 年 月	所得の有無	所得の種類	職業区分	給与所得者等	ア 総 所 得 金 額 山林所得金額	イ 雑 損 失 の 繰 越 持 込 額	ウ 分離課税所得金額 (特別控除後の金額)	エ 基 礎 控 除 額	オ 課 税 標 準 額 アイ・イ・ウ・エ	年 金 収 入 額 (公 的 年 金 等 控除前の額)
世帯主	1.一般 4.国保特等主	本人	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
世 帯 員	1.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	2.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	3.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	4.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	5.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	6.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	7.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	8.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	9.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	10.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	11.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
	12.一般	1.配偶者 2.子 3.父母 4.その他	1.男 2.女	年 月	1.有 2.無 3.不詳 4.有(特)									
計														

(注) (軽減世帯) 1. 非軽減 2. 2割軽減 3. 3割軽減 4. 4割軽減 (8を除く) 5. 5割軽減 (8を除く) 6. 6割軽減 7. 7割軽減 8. 5割軽減(国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる)
(職業区分) 1. 農林水産業 2. その他の自営業 3. 被用者 4. その他 5. 無職 6. 不詳
(保険料(税)賦課特例措置) 1. 特例措置非該当 2. 旧国保被保険者合算軽減のみ 3. 平等割半額のみ 4. 平等割1/4軽減のみ 5. 旧国保被保険者合算軽減かつ平等割半額 6. 旧国保被保険者合算軽減かつ平等割1/4軽減 7. 被扶養者であった者に対する緩和措置 8. その他
(短期被保険者証等交付状況) 1. 短期証 2. 資格証明書 3. 交付なし
(所得の有無) 1. 有 2. 無 3. 不詳 4. 有(特例対象被保険者等の給与所得者)
(所得の種類) 1. 営業 2. 農業 3. その他の事業 4. 不動産 5. 利子・配当 6. 給与 7. 公的年金等 8. 譲渡 9. 山林 10. その他 11. 不詳
(給与所得者等) 1. 該当 2. 非該当

国民健康保険実態調査〔世帯票〕
〔令和7年度〕

厚生労働省	
都 道 府 県 名	保 険 者 名

都 道 府 県 保 険 者 番 号 区 域 番 号	類別	抽 出 番 号	被保険者 “である” 1 氏 名	2 市町村市民 非課税	軽減世帯 2	軽減判定 被保険者数	軽減判定所得 4	世帯主 職業区分	主たる所得者 職業区分	令和6年度保険料(税)(医療給付費分)		令和6年度保険料(税)(後期高齢者支援金分)		令和6年度保険料(税)(介護納付金分)		短期被保険者証等 交付状況		保険料(税) 賦課特例措置
										調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	1	2	
9	9	8	8	3	2	5	7	5	3	112	57	0	11	52	0	1	0	1

医療給付費等分	令和7年度保険料(税)算定額														令和7年度保険料(税)賦課状況						固定資産税額 (土地・家屋) (令和7年度)			
	令和7年度保険料(税)算定額														保険料(税)軽減額 (低所得者分)		保険料(税)軽減額 (未就学児均等割軽減分)		保険料(税)軽減額 (産前産後保険料免除分)			減免等による額	賦課限度を超える額	保険料(税)調定額
	令和7年度保険料(税)算定額														保険料(税)軽減額 (低所得者分)		保険料(税)軽減額 (未就学児均等割軽減分)		保険料(税)軽減額 (産前産後保険料免除分)					
	所得割	資産割	産産割	均等割	平均割	平準割	その他	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
	711	136	0	0	117	2112	2452	2112	8619	0	0	283447	117241	0	0	0	0	172810	0					

後 期 高 齢 者 支 援 金 分	令 和 7 年 度 保 険 料 (税) 賦 課 状 況																			
	保 険 料 (税) 算 定 額									保 険 料 (税) 軽 減 額 (低 所 得 者 分)		保 険 料 (税) 軽 減 額 (未 就 学 児 均 等 割 軽 減 分)		保 険 料 (税) 軽 減 額 (産 前 産 後 保 険 料 免 除 分)		減 免 等 に よ る 額		賦 課 限 度 を 超 え る 額		保 険 料 (税) 調 定 額
	所 得 割 額	産 産 割 額	均 等 割 額	平 等 割 額	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	2	1	5	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52,910	

介 護 納 付 金 分	令 和 7 年 度 保 険 料 (税) 賦 課 状 況																		保 険 料 (税) 調 定 額
	保 険 料 (税) 算 定 額									保 険 料 (税) 軽 減 額 (低 所 得 者 分)		減 免 等 に よ る 額		賦 課 限 度 を 超 え る 額		保 険 料 (税) 調 定 額			
	所 得 割 額	産 産 割 額	均 等 割 額	平 等 割 額	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

課税所得の状況(令和6年)

	被保険者区分	世帯主との続柄	性別	生 年 月	所得の有 無	所得の 種 類	職業区分	給与と所得者等	ア 総 所 得 金 額 山林所得金額	イ 雑 損 失 の 繰 越 控 除 額	ウ 分離課税所得金額 特別控除後の金額	エ 基 礎 控 除 額△	オ 課 税 標 準 額 ア＋イ＋ウ－エ	年 金 収 入 額 (公 的 年 金 等) 控 除 前 の 額
世 帯 主	一般 4. 被制世帯主	本人	1. 男 2. 女	2 7 年 0 3 月	有	7		1	9000000000	0	0	0430000000	470000000	2000000000
	1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	3 1 年 6 月	有	7		1	5000000000	0	0	0430000000	700000000	1600000000
	2. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	6 2 年 0 8 月	有	6		1	10000000000	0	0	0430000000	570000000	0
	3. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	2 9 年 0 5 月	有			2	0	0	0	0430000000	0	0
帯	4. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有							0430000000		
	5. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	6. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	7. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	8. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	9. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	10. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	11. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	12. 1. 一般	1. 配偶2. 子 3. 父母4. その他	1. 男 2. 女	年 月	有									
	計													

(注) (軽減世帯) 1. 非軽減 2. 2割軽減 3. 3割軽減 4. 4割軽減 5. 5割軽減(8を除く) 6. 6割軽減 7. 7割軽減 8. 5割軽減(国保法施行令第29条の7第5項第5号イ又は地方税法施行令第56条の89第2項第4号イによる)
(職業区分) 1. 農林水産業 2. その他の自営業 3. 被用者 4. その他 5. 無職 6. 不詳
(保険料(税)賦課特例措置) 1. 特例措置非該当 2. 旧国保被保険者合算軽減のみ 3. 平等割半額のみ 4. 平等割1/4軽減のみ 5. 旧国保被保険者合算軽減かつ平等割半額 6. 旧国保被保険者合算軽減かつ平等割1/4軽減 7. 被扶養者であった者に対する緩和措置 8. その他
(短期被保険者証等交付状況) 1. 短期証 2. 資格証明書 3. 交付なし
(所得の有無) 1. 有 2. 無 3. 不詳 4. 有(特例対象被保険者等の給与と所得有)
(所得の種類) 1. 営業 2. 農業 3. その他の事業 4. 不動産 5. 利子・配当 6. 給与 7. 公的年金等 8. 譲渡 9. 山林 10. その他 11. 不詳
(給与と所得者等) 1. 該当 2. 非該当

国民健康保険実態調査実施要領
国民健康保険組合用

令和 7 年度

厚生労働省保険局

保 険 者 調 査 用 （様式 1）

I 調査の概要

1 調査の目的

国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者における加入者の年齢構成及び所得の状況等について調査し、国保制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査客体

国保の保険者のうち市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国保組合を調査客体とする。ただし、広域連合を設立している場合は、当該広域連合を保険者とみなす。以下、調査客体たる保険者を単に「保険者」という。

3 調査の方法

厚生労働省は、厚生労働省のホームページ上に「国民健康保険実態調査報告システム」（以下「報告システム」という。）をアップロードする。保険者は、報告システムの使用又は独自の方法により調査票データを作成し、都道府県に提出する。なお、独自の方法により調査票データを作成した場合も、原則として、報告システムにより調査票データのエラーチェックを行う。

4 調査票の提出期限

調査票データは、都道府県を通じて令和 7 年 12 月 26 日（金）までに厚生労働省保険局宛てに提出すること。なお、保険者から都道府県への提出期限は都道府県の指示による。

5 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行う。

II 調査票（保険者票）の記入方法

1 一般的注意事項

点線による区切りがある欄の数字の記入については、必ず右詰めで、区切りごとに 1 字を記入すること。なお、左側の余白には「0」を記入する必要はない。

2 調査事項の記入方法

(1) 都道府県番号、保険者番号及び保険者区分

昭和 48 年 4 月 19 日保険発第 33 号「国民健康保険の保険者番号等の設定について（通知）」

により設定された都道府県番号、保険者区分及び同通知により都道府県が設定した保険者番号を記入すること。

なお、上記通知による保険者区分は次のとおりである。

- ・医師、歯科医師及び薬剤師の組合 …………… 「５」
- ・食品衛生及び税理士等その他の一般業種組合
（全国土木建築組合を含む。） …………… 「６」
- ・建築関係の組合 …………… 「７」

(2) 都道府県名及び保険者名

都道府県名、保険者名を記入すること。

(3) 年齢階級別被保険者等数

令和 7 年 9 月 30 日現在における被保険者数を一般被保険者分及び合計欄に、生年月と対応した年齢階級に分けて記入すること。

生年月	年齢階級
令和 2 年 1 0 月以降	0 歳～ 4 歳
平成 2 7 年 “ ～ 令和 2 年 9 月以前	5 歳～ 9 歳
“ 2 2 年 “ ～ 平成 2 7 年 “	1 0 歳～ 1 4 歳
“ 1 7 年 “ ～ “ 2 2 年 “	1 5 歳～ 1 9 歳
“ 1 2 年 “ ～ “ 1 7 年 “	2 0 歳～ 2 4 歳
“ 7 年 “ ～ “ 1 2 年 “	2 5 歳～ 2 9 歳
“ 2 年 “ ～ “ 7 年 “	3 0 歳～ 3 4 歳
昭和 6 0 年 “ ～ “ 2 年 “	3 5 歳～ 3 9 歳
“ 5 5 年 “ ～ 昭和 6 0 年 “	4 0 歳～ 4 4 歳
“ 5 0 年 “ ～ “ 5 5 年 “	4 5 歳～ 4 9 歳
“ 4 5 年 “ ～ “ 5 0 年 “	5 0 歳～ 5 4 歳
“ 4 0 年 “ ～ “ 4 5 年 “	5 5 歳～ 5 9 歳
“ 3 5 年 “ ～ “ 4 0 年 “	6 0 歳～ 6 4 歳
“ 3 0 年 “ ～ “ 3 5 年 “	6 5 歳～ 6 9 歳
“ 2 5 年 9 月以降 ～ “ 3 0 年 “	7 0 歳～ 7 5 歳

①（再掲）組合員数

被保険者の合計のうち組合員である者の人数を記入すること。

②（再掲）その他

被保険者の合計のうち組合員以外の者の人数を記入すること。

③（別掲）後期高齢被保険者である組合員数

後期高齢者の資格を有する組合員数を被保険者とは別に記入すること。

なお、令和7年9月30日に75歳に到達する組合員については、当該欄に計上しないこと。

④（再掲）75歳未満

③のうち75歳未満である者の人数を記入すること。

（4）所得（旧ただし書き方式による課税標準額）の状況

国保組合については報告の必要はないため、すべての欄に数字の「0」を記入すること。

Ⅲ 調査票の提出及びデータの保存

調査票作成後は記入内容を十分精査した上、調査票データを都道府県へ提出すること。調査票データは、保険局からの照会に備え、調査報告が公表となるまでの間、各保険者においても保存しておくこと。

組 合 員 調 査 用 （様式 3）

I 調査の概要

1 調査の目的

国保組合の組合員の属する世帯の保険料賦課の状況及び組合員の年齢等について調査し、国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査客体

国保組合の組合員及び後期高齢被保険者である組合員の属する全ての世帯を調査対象とし、調査対象から次により抽出された世帯を調査客体とする。なお、同一世帯に複数の組合員がいる場合は、組合員 1 人につき 1 世帯として数えることとし、組合員でない被保険者は、当該被保険者に係る保険料を賦課されている組合員等いずれかの組合員の世帯に属するものとする。

(1) 国保組合の全保険者を令和 6 年度国民健康保険実態調査で報告された令和 6 年 9 月 30 日現在の被保険者数及び後期高齢被保険者である組合員数にしたがって 5 群に分け、被保険者数 1 万人未満の保険者を A 群、1 万人以上 5 万人未満の保険者を B 群、5 万人以上 10 万人未満の保険者を C 群、10 万人以上 20 万人未満の保険者を D 群、20 万人以上の保険者を E 群とする。

(2) 各群の保険者は次の抽出率で被調査世帯を抽出する。

A 群	5 0 分の 1	B 群	1 0 0 分の 1
C 群	1 5 0 分の 1	D 群	2 0 0 分の 1
E 群	4 0 0 分の 1		

3 調査の方法

厚生労働省は、厚生労働省のホームページ上に「国民健康保険実態調査報告システム」（以下「報告システム」という。）をアップロードする。保険者は、報告システムを使用するか、又は独自の方法により調査票データを作成し、都道府県に提出する。なお、独自の方法により調査票データを作成した場合も、原則として、報告システムにより調査票データのエラーチェックを行う。

4 調査票の提出期限

調査票データは、都道府県を通じて令和 7 年 12 月 26 日（金）までに厚生労働省保険局宛てに提出すること。なお、保険者から都道府県への提出期限は都道府県の指示による。

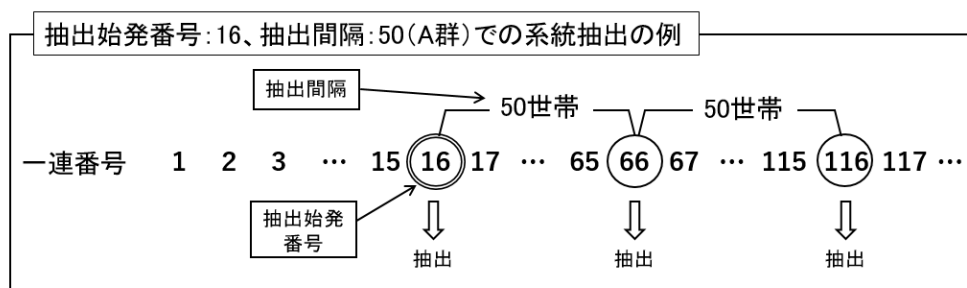
5 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行う。

Ⅱ 被調査世帯の抽出方法

被調査世帯の抽出は次の方法で行うこと。なお、調査客体の抽出は調査結果の精度に多大な影響を及ぼすので正確に行うこと。

- 1 被調査世帯を抽出する時点は令和7年9月30日とし、同日現在において組合員の属する全ての世帯を調査対象とする。
- 2 調査対象となる全ての世帯について一連番号を付すこと。
- 3 別紙2「令和7年度組合員調査実施保険者名簿」により抽出始発番号、抽出間隔を確認し被調査世帯を系統抽出により順次抽出すること。
- 4 抽出終了後は、抽出した被調査世帯の数が調査対象世帯数及び保険者ごとの抽出率に照らして適当であるか確認すること。



※ 3に掲げるとおり、抽出始発番号及び抽出間隔は保険者ごとに異なる。

Ⅲ 調査票（組合員票）の記入方法

1 一般的注意事項

点線による区切りがある欄の数字の記入については、必ず右詰めで、区切りごとに1字を記入すること。なお、左側の余白には「0」を記入する必要はない。

2 調査事項の記入方法

(1) 一般状況等

①都道府県番号、保険者番号

昭和48年4月19日保険発第33号「国民健康保険の保険者番号等の設定について（通知）」により設定された都道府県番号、及び同通知により都道府県が設定した保険者番号を記入すること。

②群別

都道府県から指示された群の該当する文字から、以下の区分により数字を記入すること。

- ・ A群 …… 「1」 ・ B群 …… 「2」
- ・ C群 …… 「3」 ・ D群 …… 「4」
- ・ E群 …… 「5」

③抽出番号

調査客体を抽出する際に付した番号を記入すること。

(2) 令和7年度保険料賦課状況（基礎賦課額・後期高齢者支援金賦課額・介護納付金賦課額・後期高齢者賦課額）

(3)組合員の世帯状況に記載される被保険者に係る令和7年9月30日現在の保険料賦課状況（年間額）を「基礎賦課額」、「後期高齢者支援金賦課額」及び「介護納付金賦課額」の別に記入すること。（年間額が確定していない場合は年間推計値を計上すること。）また、後期高齢被保険者である組合員に対して賦課される保険料は、別掲として「後期高齢者賦課額」欄へ記入すること。

*年度途中に異動又は変更がある場合

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに組合員又はその組合員と同一の世帯に属する国保被保険者が以下のような事由に該当した場合は、令和7年9月30日時点での被調査世帯の状況に基づいて保険料の年間額を算出し記入すること。よって、実際に月割賦課される保険料額とは異なった金額を記入することとなる。

- ・ 被調査世帯が他の医療保険制度等から新たに加入した。
- ・ 被調査世帯の被保険者数の増減があった。
- ・ 被調査世帯の被保険者が40歳到達により、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する介護保険第2号被保険者に該当した。
- ・ 被調査世帯の被保険者が65歳到達等により当該介護保険第2号被保険者に該当しなくなった。

たとえば、令和7年9月30日までに65歳到達等により、当該介護保険第2号被保険者が被調査世帯に存在しなくなった場合は、介護納付金分賦課額は記入しないこと。

①保険料算定額

規約で定めた組合員に対する賦課額を記入すること。

②減免等による額

規約に基づき保険料の減免を行った場合の減免額を記入すること。

なお、低所得者軽減額、未就学児均等割軽減額、産前産後保険料軽減額については、

当該欄に計上しないこと。

③保険料調定額

「保険料算定額」から「減免等による額」を差し引いて得た額を記入すること。なお、当該欄は「減免等による額」のない場合でも必ず記入すること。

(3) 組合員の世帯状況

令和7年9月30日現在において組合員である者、及びその組合員と同一の世帯に属する国保被保険者について、令和7年9月30日時点の世帯状況を記入する。

組合員は「組合員」欄、組合員以外の被保険者は「その他被保険者」欄の「1」～「12」欄に分けてそれぞれ記入すること。

①組合員との続柄

組合員以外の被保険者について該当する続柄を記入すること。

②性別

該当する性別を記入すること。

③生年月

元号は、明治の場合は「1. 明」を、大正の場合は「2. 大」を、昭和の場合は「3. 昭」を、平成の場合は「4. 平」、令和の場合は「5. 令」を記入すること。

④当該組合の国保被保険者である（組合員のみ）

組合員が調査実施保険者における国保被保険者である場合は「1. 該当」を、後期高齢被保険者や他組合での国保被保険者である等、調査実施保険者における国保被保険者ではない場合は「2. 非該当」を記入すること。

IV 調査票の提出及びデータの保存

調査票作成後は記入内容を十分精査した上、次ページの添付書（組合員調査用）を添えて都道府県へ提出すること。なお、添付書に記載する令和7年9月30日現在組合員数には、後期高齢被保険者である組合員の人数も含めて記載すること。また、調査票データは、保険局からの照会に備え、調査報告が公表となるまでの間、各保険者においても保存しておくこと。

国民健康保険実態調査添付書(組合員調査用)

都 道 府 県		
---------	--	--

保険者番号			保険者名	
群別	令和7年9月30日 現在組合員数		被調査組合員数	

国民健康保険実態調査〔保険者票〕

厚生労働省

〔令和 7 年度〕

都道府県番号	保険者番号	保険者区分	都道府県名	
			保険者名	

年齢階級別	被 保 険 者 等 数				
歳 歳 0 ～ 4					人
5 ～ 9					
10 ～ 14					
15 ～ 19					
20 ～ 24					
25 ～ 29					
30 ～ 34					
35 ～ 39					
40 ～ 44					
45 ～ 49					
50 ～ 54					
55 ～ 59					
60 ～ 64					
65 ～ 69					
70 ～ 75					
計					
(再掲) 組 合 員 数					
(再掲) そ の 他					
(別掲)後期高齢被保険者 である組合員数					
(再掲) 75歳未満					

所得（旧ただし書き方式による課税標準額）の状況

令和 6 年所得					千円
(再掲)介護保険 第 2 号被保険者分					千円

国民健康保険実態調査〔組合員票〕
〔令和7年度〕

厚生労働省

都道府県 番 号	保険者番号	群別	抽出番号

令和7年度保険料賦課状況(基礎賦課額)											
保険料算定額				減免等による額				保険料調定額			
			円				円				円

令和7年度保険料賦課状況(後期高齢者支援金賦課額)											
保険料算定額				減免等による額				保険料調定額			
			円				円				円

令和7年度保険料賦課状況(介護納付金賦課額)											
保険料算定額				減免等による額				保険料調定額			
			円				円				円

令和7年度保険料賦課状況(後期高齢者賦課額)											
保険料算定額				減免等による額				保険料調定額			
			円				円				円

組合員の世帯状況

		組合員との続柄	性別	年		月		当 該 組 合 の 国 保 被 保 険 者 で あ る		
組合員		本人	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令		年		月	1 該当	2 非該当
そ の 他 被 保 険 者	1	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	2	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	3	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	4	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	5	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	6	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	7	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	8	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	9	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	10	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	11	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		
	12	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. その他	1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月		

国民健康保険実態調査添付書
(令和 7 年度)

都道府県		
------	--	--

	総数	市町村	国保組合
令和7年9月30日 現在保険者数			
保険者調査 調査票枚数			

	群別	調査票作成 保険者数	令和7年9月30日 現在世帯数	被調査世帯数
世帯調査	A			
	B			
	C			
	D			
	E			
	計			

	群別	調査票作成 保険者数	令和7年9月30日 現在組合員数	被調査組合員数
組合員調査	A			
	B			
	C			
	D			
	E			
	計			

別紙4 産前産後保険料軽減 計上方法について

当該軽減は9月末時点で国保の資格を有しており、かつ保険料の更正が完了している場合は計上する必要があります。

※『保険料の更正が完了している』とは、被保険者から産前産後保険料（税）の軽減申請があり、
保険者が軽減を決定し、保険料（税）の更正を行った状態であることを指しています。

以下、主なケースとなりますので、適宜ご参照ください。

※単胎出産の例のみですが、多胎出産の場合も基本的な考え方は同様となります。

項番	Q	A
1	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年4月1日～n+1年3月31日 出産日→n年7月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年6月～9月 更正完了日→n年7月20日	4ヶ月となります。（当該軽減対象期間が調査年度のいずれの時期であっても9月末時点で国保の資格を有しており、かつ保険料の更正が完了している場合であれば、報告の対象となるため）
2	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年4月1日～n+1年3月31日 出産予定日→n年11月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年10月～n+1年1月 更正完了日→n年9月20日	4ヶ月となります。（当該軽減対象期間が調査年度のいずれの時期であっても9月末時点で国保の資格を有しており、かつ保険料の更正が完了している場合であれば、報告の対象となるため）
3	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年4月1日～n+1年3月31日 出産日→n年9月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年8月～n年11月 更正完了日→n年8月20日	4ヶ月となります。（当該軽減対象期間が調査年度のいずれの時期であっても9月末時点で国保の資格を有しており、かつ保険料の更正が完了している場合であれば、報告の対象となるため）
4	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年4月1日～n+1年3月31日 1回日出産日→n年2月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年1月～n年4月 更正完了日→n年4月20日 2回日出産予定日→n年10月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年9月～n年12月 更正完了日→n年9月20日	5ヶ月となります。 （当該軽減対象期間が調査年度のいずれの時期であっても9月末時点で国保の資格を有しており、かつ保険料の更正が完了している場合であれば、報告の対象となるため。内訳：1回目がn年4月の1ヶ月、2回目がn年9～12月の4ヶ月）
5	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年7月1日～n+1年3月31日 出産日→n年5月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年4月～n年7月 更正完了日→n年7月20日	1ヶ月となります。（9月末時点で国保の資格を有しており、かつ保険料の更正が完了している場合であれば、国保の資格期間と産前産後免除期間が重なる1ヶ月（n年7月）が報告の対象となるため。）
6	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年8月1日～n+1年3月31日 出産日→n年5月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年4月～n年7月	国保の資格期間と産前産後免除期間が重ならないため、軽減の申請自体が不要となります。 よって、計上の対象となる月数はありません。
7	以下の条件の場合、産前産後保険料軽減額の月数は如何に 国保資格期間→n年4月1日～n+1年3月31日 出産日→n年10月1日（単胎出産） 産前産後期間→n年9月～n年12月 更正完了日→n年10月20日	9月末時点で保険料の更正が完了していないため、計上の対象となる月数はありません。